

平成20年度 介護サービス第三者評価受診事業所募集の概要

1. 対象事業所となる条件は、次のとおりです。

- ①全ての居宅サービス事業所、居宅介護支援事業所及び介護保険施設（みなし指定事業所を除く）
- ②受診を通じてサービスの質の向上に意欲を有すること。
- ③事業所内に、管理者を含む複数の従業者で構成される「サービス評価委員会」を設けることができること。
- ④評価結果の公表に同意できること。

2. 評価料金（平成20年度より評価料金が改訂されました）

評価を受けるサービス（受診サービス）（※）	評価料金
評価を受けるサービス（受診サービス）に <u>通所系・入所系サービス</u> が含まれる事業所	12 万円
評価を受けるサービス（受診サービス）が <u>居宅介護支援・訪問系サービス・福祉用具貸与（販売）</u> のみの事業所	9 万円

※「受診サービス」にはメインサービスと併せて評価を受けるサービスの全てが含まれます。

（詳細は別紙のイメージ図をご参照ください）

受診サービスの考え方については下部枠内の〈介護サービス第三者評価の受診方法〉をご覧ください。

受診時期

基本的には、3年に1回以上の受診を奨励しておりますが、毎年受診されると、より多くの気づきの機会が得られます。

〈介護サービス第三者評価の受診方法とは？〉

介護サービス第三者評価は共通評価項目を使用するので、原則として同一敷地内にある同一番号が付された事業所の全てを1つの評価対象としています。しかし、全てのサービスを同じように評価することはできないので、メインで評価するサービスを1つ選びます。その他のサービスは、併設サービスという扱いになります。

メインで選ばれたサービスを中心にヒアリングなどを行い、その他の併設サービスは自己評価などの際に取組み状況などを加えていただく程度となります。（各サービスごとに自己評価表を作成しません）

アドバイスレポート（様式7）はメインサービスを中心に作成されます。公表される事業所名もメインサービスの事業所名となります。

併設サービスは「併せて評価を受けたサービス」として公表時にサービス名が表示されます。

併設サービスの選択を同一番号が付された全てのサービスとせず、任意のいくつか（又は無し）を選択することもできます。この場合、選択されなかったサービスは評価を受けたサービスとすることはできません。

事業所において設置するサービス評価委員会の委員は、メインサービスを中心に併設サービスの関係者も加えるようにして下さい。

3. 応募手続

- ①「受診応募票」と次の書類を添付してお申し込みください。
 - （ア）応募動機を記載した書類（任意様式にて作成してください）
 - （イ）自己評価の実施体制を証する書類（別紙1）

②申込先（郵送にて送付のこと）

京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構事務局
＜(福) 京都府社会福祉協議会 総務課企画情報担当部門気付＞

〒604-0874

京都市中京区竹屋町通烏丸東入清水町375 ハートピア京都5F

TEL : 075-252-6291 FAX : 075-252-6310

募集申込期間 平成20年8月29日（金）まで

※申込期間までに間に合わない場合でも、調整をしますのでご連絡下さい。

※書類は、支援機構ホームページ（URL : <http://www.kyoto-hyoka.net>）より
ダウンロードできます。又は事務局までお問い合わせください。

4. 評価の日程等

応募書類を確認後、1か月後程度を目安に評価機関及び今後の日程についてお知らせします。

【受診サービスと評価料金、評価調査者の人数のイメージ図】

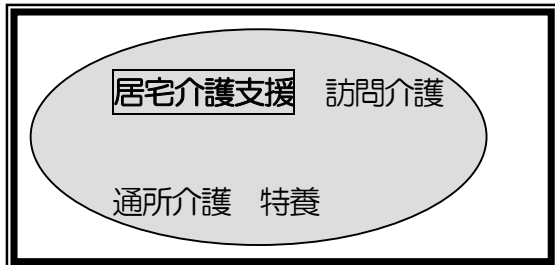


は同一敷地内にある同一番号が付されたサービスを表わす



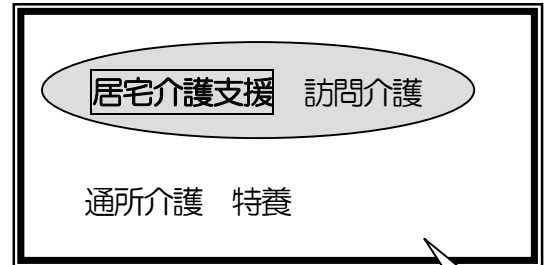
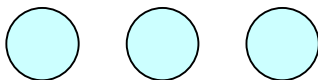
は受診サービスを示す。サービスのうち、で囲っているサービスがメインサービス

(例1)



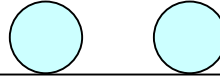
評価料金
12万円

調査者 (3人以上)



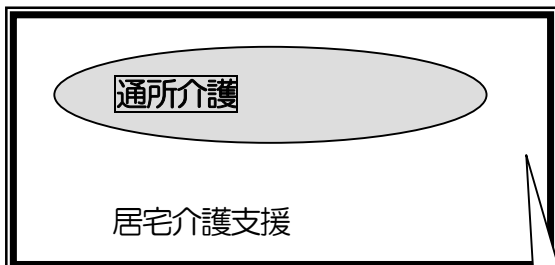
評価料金
9万円

調査者 (2人以上)



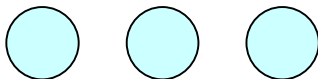
※この場合
「通所介護」
「特養」は
評価をして
いない扱い
になる

(例2)

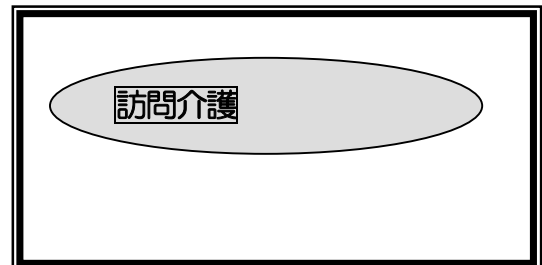


評価料金
12万円

調査者 (3人以上)



※この場合「居宅介護支援」は
評価をしていない扱いになる



評価料金
9万円

調査者 (2人以上)

